

第六十三回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十五号

昭和四十五年四月七日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 砂田 重民君

理事 山本弥之助君

理事 岡沢 完治君

理事 龜山 孝一君

理事 中島 茂喜君

理事 中山 正暉君

理事 安田 實六君

理事 井岡 大治君

理事 華山 親義君

理事 桑名 義治君

理事 青柳 盛雄君

出席國務大臣

自治 大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治政務次官 大石 八治君

自治大臣官房長 鎌田 要人君

自治省財政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主 計官 後藤 正君

地方行政委員会 調査室長 川合 武君

委員の異動

四月六日

辞任 桑名 義治君

補欠選任 樋上 新一君

同日

辞任 樋上 新一君

補欠選任 桑名 義治君

第一類第二号

地方行政委員会議録第十五号

昭和四十五年四月七日

同月七日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同月七日

同月七日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同日

辞任 門司 亮君

補欠選任 合沢 栄君

同日

辞任 合沢 栄君

補欠選任 門司 亮君

同(柳田秀一君紹介)(第二四九六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

過疎地域対策緊急措置法案起草の件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

地方自治及び地方財政に関する件(過疎対策に

関する問題)

菅委員長 これより会議を開きます。

地方自治及び地方財政に関する件について調査

を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。古屋亨君。

○古屋委員 過疎対策の問題について自治大臣に

いろいろお考えがあると思います。そういう問題

を中心として何らかの立法措置が必要であると考

えるのでありますが、自治大臣のその点について

の所見を伺いたいと思うのでありますが、自治大

臣が後ほど参られる予定でございますから、その

際にご参られたいことにいたしました。いま

いろいろ考えておられます法案等について検討

を加えてみますと、四十五年の国勢調査による

新しい調査人口はいづごろ判明するのであるかと

いうことを、まず第一に自治省当局にお伺いをい

たしたいと思ひます。

○大石政府委員 議員の皆さままでいま法案を御準

備されているようでございますが、その段階でい

ろいろの総理府等と御連絡をされた経過等も私も

聞いておりますし、私どものほうでも調べた場

合、かなり正確に近いものが四十五年度内に判明

するだろうというふうに承知しております。

○古屋委員 私もぜひ四十五年度内に判明をし、

四十六年度予算に間に合うようにしたいとい

うように考えておるのであります。この点につ

きましては、昨年の国会におきまして政務次官も

非常に努力されておりました。政務次官から、四

十五年度の国勢調査の町村人口の公表される時期

というものはあとの作業に非常に重要だと思つて

けで、意識的に早く公表をしても努力をして

もらいたいという意見を述べられておるのでござ

います。これに對しまして当時の立案者の一人、

山中議員の答弁であります。『今日の備えられ

た器材を縦横に行使して、最大限とれくらしいで

けるかというところで内々相談いたしました結果

は、市町村人口流出だけの指数を自治省に最終権

威あるものとして通知するだけでいいなら、六カ

月以内でできそうです。』というふうな答弁

があるのでありますから、いまの大石政務次官の

お話のように、ぜひ間に合はしていただくよう

に、関係機関とも十分連絡をしていただきたいと

いうことを申し添えておきます。つまりこの点に

つきましては、ぜひ私も四十六年度予算に間に

合はせたいということを実現したいと考えて

おる次第であります。

第二番目の問題についてお伺いいたしますが、

どういふところを過疎地域とするかということ

で、考えられておる法案等によりまして、○・一

以上という人口減少率と財政力指数○・四未満を

とっておるのであります。現在この基準でまい

りますと、対象町村数は大体どのくらいになるの

か、まず第一に事務当局からお伺いしたい。

○鎌田政府委員 七百七十六市町村でございま

す。

○古屋委員 私の申し上げたいと思ひますのは、

人口減少率だけでいうと非常に人口は減つておる

が、財政力でいうと該當しないというふうなこと

ろもありますので、七百七十六のうちで、人口分

一

二七四

のみのときはどのくらいの町村になるか、財政力
のみのときはどのくらいの町村になるか、こうい
うような資料がありましたら御説明願いたいと思
います。

○鎌田政府委員 人口減のみで一〇%未満とい
うものをとりますときは、八百九十七市町村でござ
います。それから今度は財政力指数のみで四〇%
未満というところをとりますと、約千二百市町村
に相なります。

○古屋委員 それでは今度の四十五年の国勢調査
の結果によりましては、これらの要件について再
検討する考えがあるかどうか。これは政務次官か
らお伺いしたいのであります。たとえば人口密度
とか、あるいは東北地方であれば、出かせぎの指
数などが取り上げられておるようでございますし
て、いまの人口減少率と財政力指数を中心に考え
ますと、偶然でありますかどうか、西のほうに相
当多く、数の上では偏在といえますが、固まって
おるような感じがするわけでありまして、国勢調
査の結果によりましては、こういふような人口減
少率あるいは財政力指数、こういふ要件について
再検討するお考えがあるか、その点政務次官から
お答え願います。

○大石政府委員 数字を見ないと、結論はいまの
段階でちょっと申し上げることはできないと思
います。検討する必要があると思えます。ただ、
そのうち人口密度というのを過疎現象と一緒に考
えていかどうか、その点私も疑問に思っています
が、いわゆる国調の出たところで問題は考えて
みたいと思います。

○古屋委員 そういたしますと、いまのお話で、
たとえば人口減少率が一〇%以上となっておりま
すが、場合によっては、それをもう少し考えて七
%とか八%というふうになることも国勢調
査の結果によつては考えられる、こういふ御意見
でございますか。

○大石政府委員 それは一切国調の結果でありま
して、その数字が、たとえば千何百というふう
になれば、市町村の数の三分の一が過疎だといふ

になったんでは、あまり普遍的になり過ぎてしま
いますし、いま皆さんの立法による過疎対策とい
うことから少し広がり過ぎてしまふのではないか
というふうに思われますけれども、しかし、この五
年間にどういふ変化が出てきているのか、いわゆ
る国調の結果待ちで、われわれの検討を続けてい
きたい、こう思っております。

○古屋委員 それでは次の問題に移ります。
四十五年度予算におきましては、過疎対策関係
の予算措置はどうなっておりますか。この前配付し
ていただいた数字では、たしか六百四十一億と出
ておりましたが、その点をひとつ事務局から説
明願いたいと思います。

○鎌田政府委員 四十五年度におきまして過疎対
策の関係、一つは財政投融資の関係で地方債。過
疎債といまして、御案内のとおり百三十億円
を計上いたしております。

それから国庫補助関係でございますが、国庫補
助関係におきましては、まず一つは補助金の新
設、拡充といましては、医療確保の関係、僻地
診療所の補助でございますとか、あるいは巡回診
療でございますとかあるいは公立病院のお医者さ
んを派遣するとかいふこと等をひっくるめまし
て三億八千百万円でございます。それから交通の確
保といましては、バス運行費あるいは老朽代
替車両の購入費、こういったものをひっくるめま
して一億五千万円。それから山村開発センターと
いたしまして助成二億二千八百万円。それから市
町村道の整備といまして、これは首都圏を除
くものの総額でございますが、ちよつと推定が困
難でございますが、総額で百二十億でございます。

でございますが、さらにその中の三分の一のもの
が過疎地域に充てられるということになります
と、四十億程度と見込まれます。それから農免農
道、林道の整備に要する経費といまして十三
億。それからそのほか過疎地域におきます国
庫補助率の引き上げ、御案内のとおり、統合小
中学校の校舎でありますとか、あるいは屋内体操

場でありますとか、教員宿舎、保育所、消防施
設、こういったものにつきまして、それぞれ補助
率を二分の一のものを三分の二に引き上げる。あ
るいは保育所につきましても、同じく三分の二に
引き上げる。消防施設におきまして、三分の一の
ものを三分の二に引き上げる。これはこの分に対応
いたしますものを約三十億円程度と見込んでお
るわけでございます。

それからそのほか、この過疎地域におきます
土地改良事業あるいは牧野開発事業、林道整備
事業、こういったものの補助事業といましては
の採択基準を引き上げる。たとえば土地改良事業
でございますと、二十ヘクタール以上のものでは
ございまして補助対象にならないわけございま
すが、それを十ヘクタール以上に引き上げると
いったようなことも検討をされておるようござ
います。

大体以上のようなものがその内容のあらまし
でございます。

○古屋委員 いまのお話しの数字で、私が先ほど
六百四十億と申し上げましたが、大体その見当で
ございまして。

○鎌田政府委員 六百四十億という数字は、こ
れは四十五年度の予算におきまして、過疎対策と
して関係のありそうなものを直接間接に一応拾い
上げてまいりますと、ただいまお述べになられま
した数字になるわけでございます。その中でいま
申し上げました数字は、直接過疎地域に限定をし
てまいり、こういったものにさらにしほりをかけた
数字でございます。合計いたしまして大体八十
億見当の数字に相なるわけでございます。

○古屋委員 そういたしますと、先般四十五年
度の地方財政計画の概要の御説明がございました
が、このうちで過疎地域の施策を行なうために、
過疎地域に特に生活基盤施設、そういったものが
非常に劣っておりますので、そういったものに対する整備
をする、あるいは先ほどの過疎債をつくる、いろ
いろお話しになっておりますが、先般の「地方財
政の状況」についての要旨の説明がありましたと

きに、やはり社会資本の充実、たとえば道路の鋪
装だとか、小学校、中学校の危険校舎その他の校
舎のまだまだ非常に施設の強化が叫ばれておりま
すし、あるいは保育所についても老人ホームにつ
きまして、非常にいろいろな点を強化していか
なければならぬ。いわゆる生活環境施設の整備が
非常に必要である。その現状を「地方財政の状況」
の資料で拝見したのであります。おそれなくい
わゆる過疎地域といふのは、それよりもっと下だ
ろうと思つておりますが、大体どの程度一般の
基準まで上げることが目標とされておるか、非常
に低いところだけを上げるようにされておるか、
その点についてひとつ——数字的には非常にむず
かしいと思ひます。また適当な機会に資料でもあ
れば資料を出してもらいたいと思つております
が、そういう点について、つまり過疎対策ではこ
れだけ充実するのだというふうな点についてのお
考えを伺いたいと思ひます。

○長野政府委員 過疎関係の問題につきまして
は、来年度の交付税上の措置といましては、
約千二百二十五億円程度のものを需要として算入
いたしております。その中には消防団関係の経費の
充実でございますとか、道路費、特に四・五メ
ートル未満の道路とかあるいは診療所、患者輸送、
簡易水道あるいは農業行政費、全体といまして
て需要を多く算入するといふようなことで、その
程度の額にいたしておりますが、これは人口が一
〇%以上減つた——いま御審議になっております
ところの過疎法の対象になる過疎地域だけではご
ざいまして、人口の減少しておりますところの
ものについて考えてまいりたいと思つておりま
す。私もいろいろな行政施設水準という点から考
えますと、基盤整備がおくれておりますものがた
くさんございまして、中でも過疎地域と、
その地区の中心と申しますが、あるいは広域圏と
しての中心かもしれませんが、そういうところ
に通じますところの市町村道の整備というふうな
ものが非常に多くおられておまして、それがまたい
よ過疎の施設水準をおくらしているという結果

になっていると思います。そういうことがござい
 まして、現在地方道の整備につきましては非常に
 立ちおかれておりますが、過疎地域を中心にしま
 しては、市町村道の中で自動車が行き通れない市町
 村道、これが大体四〇％程度あるような状況で、
 これはほとんど人口減少地域といえますが、過疎
 地域を中心にしてそういうことになっておりま
 す。市町村道の改良なり舗装率も、改良にして十
 数％、舗装率にいたしまして六％程度になってお
 るわけであります。そういうものを中心にしなが
 ら、行政施設水準の向上をぜひはかっていきた
 い。そういうことで、すぐというわけにもまいり
 ませんが、できれば、およそ自動車交通不能とい
 うような市町村道というものは、相当計画的にあ
 る程度時間をかけて考えなければならまされんけ
 れども、これはぜひ解消するようにしてまいりた
 い、こう思っております。

○古屋委員　いま財政局長からそういうような目標について話がありました、いまずぐとはいいかからないという話がありますが、たとえば市町村道で四〇％くらいは自動車を通ることができない、こういうものはどうでしょう、ひとつ建設省と話合せて、何万年計画で必ず通すようにするというようなことを考えられぬものでしょうか。

○長野府委員　市町村道は、御承知のように、全体の道路の中におきまして占める割合は、全体の道路が百万キロくらいでございますが、その中で市町村道が八十五キロございます。その中の四〇％ということになりますと、延長キロも相当多いわけでございますから、何年ということを考えているということは、確かに考えてまいらなければなりません。私が、私も建設省などの御意見もいろいろ聞いておりますけれども、道路整備五カ年計画などで一応予定しておりますのは、市町村道の改良整備につきましては、五カ年間のうちに大体二五％程度は改良をしていきたい、こういうふうに予定しておるようでございます。そういうふうにしながら、なお少しでも早く整備を進められますように、その努力をいたしてまいりたいと

思います。

○古屋委員　それでは、いまの問題については、社会資本の充実という点で自治省も非常に気にかけておられることはよく知っておるのであります。が、何といつても七〇年代は内政充実の時代だと総理も言われておるのでありますから、社会資本の充実という点について、一般はもちろんであります。が、特に過疎地域についてそういう点の配慮を考へていただきたいということを要望しておきます。

次に、過疎債の問題でありますが、百三十億の過疎債、これは大体これでだいじょうぶと思われ
るのか、根拠的にはどういうふうになっているの
か、それをひとつ御説明を願いたいと思います。

○鎌田政府委員　過疎債百三十億、それから、生
ほど過疎債に限定をして申し上げましたが、その
ほかに辺地債が七十億ございます。大体この過疎
地域と辺地債の対象になります地域との重複も、
御案内のとおり、多数あるわけでございます。す
で、一応二百億というものも過疎地域にかかわ
りますところの市町村の対象、こういうふうに考
えてよろうと思うわけであります。そういったし
すと、大体簡単な算術平均をしてまいりました
も、一地域、二百億でございますから、大体三三

万といふ見当になるわけでありますので、この程度をもちまして、初年度は、——時間的な関係申しまして、この法律が成立をいたしますと、北海道府県におきまして振興方針がつくられる、その振興方針に基づきまして計画を策定して、その事業に對しまして起償の詮議をするということになりますと、初年度は若干時間的なずれも見込まれますので、初年度の事業といたしましては、この範囲で十分まかなえるのではないかと、いふふうに考えておる次第でございます。

○古歴委員 初年度は普通の年の半分だから大間に合うだろうというお話ですが、過疎の対象を見ますと、市町村道あるいは学校統合いろいろございますが、特に過疎の対象になる地域では、いわゆる観光施設と申しますか、そう

う点を非常に要望しておりますが、これは政令で指定されることになっておるのか、その点ひとつ御説明願いたいと思います。

○鎌田政府委員　政令で指定をするものといは
まして、観光施設にかかわりますもの、たとえば
スキーリフトでございますとかあるいは小規模の
レフトハウス、こういったようなものを考えてお
るところでございます。

○古屋委員 従来の辺地債と過疎債との内容的なズレ、いろいろございます。特に対象についても若干違っておるようでございますが、交付税による元利の補給率につきまして五七％となっておるという点、辺地債のほうは八〇％に上がっておる、その点についての考え方を一応お伺いいたします。

○長野府委員　過疎債と辺地債とは、御指摘がございまして、御座います。御座います。御座います。また対象の事業も違ひ、また事業目的も必ずしも同一ではない、こういうことがございまして。それから、同じことで過疎債、辺地債は非常に似ている点もございまして、全体としての考え方も必ずしも同一ではないわけがございまして。辺地と過疎重複する場合もございまして、辺地につきましましては、辺地の総合整備計画というものに基づいて、過疎につきましましては、過疎地域振興計画に基づいて措置をしてまいるというふうなことがございまして。これらには有機的に関連はありますが、いま申し上げたようなところであります。

いまのあとの交付税上の措置につきましても厚なりますが、結局それは辺地におけるところの事業の緊要度といえますか、そういうものと、それからやはり地域経済力の度合いというものを考へまして、辺地関係の措置というものを交付税上へ厚くしていると申しますか、そういう形になつておると思つております。

○古屋委員 それでは、現在考えられております過疎債の元利償還の算入率でございますが、五七％が予定されておるわけでございます。これに（ ）きましては、将来この算入率を改善する考えがま

るかないか、そういう点について、これは政治的な問題でありますから、政務次官からひとつお答え願いたい。

○大石政府委員　いま財政局長からお答え申し上げたとおりであります、他のいわゆる地方債の算入率等の経過もございますし、また、補助金等の制度もいまの過疎関係にはついている点もありますので、いろいろな点を比較し合いつつ、しかも検討は真剣に続けていきたい、こう思っております。

願いたいということを申し上げておきます。

次に、過疎地域に對しましては、交付税の傾斜配分等のほか、いろいろ財政上の措置がなされておると思うのでありますが、現在考えておりますこの過疎対策の法案が成立いたしますと、従来の傾斜配分という措置をやめるというようなことがあつては、過疎地域は非常に困ると思うのであります。その点の考え方、これは先般の国会において提案者の一人である細田委員からも質問があつた点でございます。その点一つと、もう一つあつた点でございます。その点一つは、それは、考えられておる法案が成立した場合には、その所管はおそらく自治省だろうと思うのであります。が、関係各省との連絡が非常に多いのでありますから、そういう連絡調整というものを、つまり連絡協調を密にするために、どんなふうに行うべきかとしておられるか、その二点をお伺いいたします。

○大石政府委員 交付税における何れも自分の方金
というものは、この法律ができたからといってや
めるという考え方はありませんし、いままでど
りの考え方を堅持していくつもりであります。
それから自治省が、その問題の、何といひます
か、窓口になる部分、それから自治省自体が自分
の担当の任務としてやる部分というのがござい
ますが、皆さんの御提案の法律によりますと、自
治省自体が市町村の計画なり府県の計画というも
のを実践に移す場合に、各行政機関の長と協議す
るということが法律上きめられておる。したが

まして、私は、この法律のとおりに成立をした場合は、法律を守ってやっていくということを重点に考えれば、その点は十分果たせるのではないかとはいふに考えております。

○古屋委員 それでは大臣がお見えになりましたので、私、最初に申し上げましたように、根本的な問題について御所見をお伺いしたいと思うのであります。過疎対策につきましても、自治大臣にもいろいろとお考えがあるかと考えております。この問題について何らかの立法措置が必要であるとは考えておられます、この点に対する大臣の所見と、同時にまた、現在考えられておる法案は急激的な立法措置でございます。自治大臣として、今後過疎対策の抜本的措置について検討の必要があると考えておられるのでありますが、この点について大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○秋田国務大臣 過疎・過密の問題は、二に一つでありまして、表裏の問題になっている。同時にこれは今日における重大な社会問題の一つでもあるし、一応行政財政における重点的な重点的な問題でありまして、これに対する対策は重要な国策の一つをなすと申しまして決して過言でございませぬ。自治省といたしましては、これが対策のための立法の必要性を十分痛感いたしておりましたし、またこれが立案、成立の晩において、またこれを待たずいたしまして、今日の段階、また過去から意を用いて過疎対策には精力的な行政財政の配分をいたしてまいったわけでございしますが、今後ますますこの強化充実の必要を痛感いたしております。また個人的に申しまして、私といたしまして、過疎の地帯に生まれ、過疎の地帯から選出されている議員として、今後ますますこの問題に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、個人的に申しましてまことに恐縮でございますが、その観点からも、今後積極的にこれが対策の推進に当たりたいと考えているわけでございます。

御承知のとおり、この対策の内容といたしまして

で、道路交通の整備、あるいは医療環境、その地域の環境の整備、施設の充実あるいはそれらの地域に適した農業、産業等の振興あるいはそれに適応した観光施設の充実等によりまして、集落の移転あるいは整備のことはもちろんのこと、少なくとも最低限のナショナルミマムの確立と充実を期しながら、これが積極的に施策を推進すべきものと考え、それにまた適進いたしたいと考えております。

同時に、ただいま議員各位、また諸政党間においてお考えを願っております過疎対策に関する法案は、緊急に必要な点のみにとどまるという御意向で立案をされておりますが、これが立案の過程におきましては、政府自治省とも十分御連絡がついておることであり、少なくとも自治省も賛成のものでありまして、同時に単なる緊急とばかりは言えないようになりつぱに整備された内容を持つものであると考えております。しかしながら、今後これは重要な、しこりしていろいろ困難な問題を多数その内部に包蔵いたしているものでございまして、法案が幸いに皆さの御提案によりまして成立の晩は、ただいま申しましたとおり、皆さの御趣意を体して、これが積極的な遂行、実現に邁進すると同時に、これが実施の過程におきまして、経験に徴し、また検討によりまして、いろいろ改善を加へべきものが出てまいらうと予想されるのでございまして、これらの問題には積極的に取り組ましまして、改善を要すべき点があれば積極的にこれが改善に努力をいたしたい、もって均衡のとれた国土の開発、そうして住民の福祉に貢献をいたしたい。こういう考えで積極的にこの問題に取り組む、かつ施策を実行いたしたいと考えております。

○古屋委員 以上で質問を終わります。

○菅委員長 山本弥之助君。

○山本(弥)委員 過疎地域の問題につきまして、ただいま古屋委員の質問に対しまして大臣のお考えをお聞きしたわけでありますが、大臣も十分この過疎地域の対策につきましては御認識を持って

おられると思っておりますが、御承知のように、戦前を通じて、わが国の人口の移動は、農村地帯から東京あるいは大阪を中心とする地域に人口がずうっと毎年移動をしておるわけでありました。しかし、その移動は、ある程度まで、その農村地帯の人口の構造によりましては、年齢構成におきまして、その地域の存立に不安を感じるというふうな態勢ではなかったわけでありました。最近の、ことに、昭和三十五年以降の情勢は、経済の成長に伴いまして、急速に人口が移動をしておる。そのことは、集落の維持が困難になるといふような状況になりまして、自治体としても将来に大きな不安を感じるという状態になっておるわけでありました。しかも、国の政策といたしましては、御案内のとおり、労働力の流動化というふうな政策によりまして、いわば成長企業に対する労働力の確保ということに国の方策というものは大きく向いておるといふ状況にあるわけでありまして、今回の農政から考えてみましても、すでに御承知のとおり、将来の総合農政の実体というものが明らかにならないときに、突如としていわゆる減反、休耕あるいは転作というふうな問題で、多少ともその地域の農家の生活の向上のためにやってまいりました開田等もこれは打ち切られる。いわば借金を残して、将来どうすればいいかという問題が出てきておるわけでありました。こういう問題が大都市に集中をさせるという方策を一方とりながら、それに並行して、この農村地帯をどう大きく国として対処するかという政策に欠けておったんではないか。部分的には、離島振興法だとかあるいは山村振興法というふうな法律がございまして、それに伴いまして財政的な裏打ちもしてまいったわけでありましたが、これは部分的な状況でありまして、今日、農村地帯は、人口が、三十五年、四十年の比較において、一〇％減という状況をとりました。八百万町村というふうな膨大な数になっておる。しかも、単に人口が減少するといふ状況の中に、私は、それなりに何とか存続できるといふ町村もあろうかと思いますが、しかし、従来

の過疎的な町村におきまして、その存立を持ちこたえておった町村が、ある程度人口が減少を続けるということによりまして、ことに、若年労働力が減少することによりまして、いままで存立しておった町村が、急激な人口の減少を伴わなくなると、将来に非常に、地方自治体としてもあるいはその地域の住民にとりまして、不安な状態に追い込まれていくというのが現状であり、地域によりましては、出かせぎという現象によりまして、挙家離村という状態ではあります。挙家離村よりなおかつ非常に、家族が別れて生活をする、子弟の教育も十分行なわれない。そういう地域住民にとりましては、その自治体を維持していくという態勢が破壊されつつあるような状態になっておるわけでありました。

私は、大都市対策は、首都圏整備だとか、あるいは近畿圏整備、中部圏整備に見られるように、法制的にも、あるいは部分的な立法技術においても、都市再開発法だとか、直ちに手が打たれる。たとえば、新国際空港がございまして、新国際空港に対しましては、その近郊の町村の整備のために、財政的な裏打ちを政府の立法で直ちにやる、こういう態勢をとっておられるわけでありました。しかし、大きな人口の流動の中に、農村地帯、ことに地方自治体といたしましては、三千幾つものうち、一応財政支出だとかあるいは人口が一〇％以上減少というものが千近くあるわけでありまして、実際問題としては、大部分の町村が大なり小なり人口の流出という現象を伴っておる。いわば多くの農村地帯が人口が減少して、将来その自治体の維持ということについては問題を含んでおる。そういうときに、国といたしまして、これにどう対処するかという立法的な措置あるいは大きな政策というものが打ち出されていらない、十年以上という減少を続けてきているのに打ち出されていらないということは、私は、経済の成長という、復興から成長への過程においてやむを得ない状況があったにいたしまして、これは自治大臣だけの問題で

考えております法律案等につきましても、一応応急対策であるということによりまして、過疎地域をきめなければならぬ、一応限定しなければならぬという必要性といえますか、そういう考えに立たざるを得なかったわけでありました。したがって、ほんとうの意味の過疎地域をどう数い上げていくかという問題、いわばあと追いの行政ではなくて、過疎現象というものが、その地域の実態から考えまして、何とか考え対処しなければならぬという地域にまで配慮をすることができないという実情にあるわけでありました。大臣のお考えですと、それらの問題につきまして、立法がなされた場合には、さらに実情に即応するような御配慮を願うといういま御答弁をいただきました。私も期待をするわけでありました。極力過疎地域の指定条件等につきましても実情に沿うように、私どもの修正、あるいは自治省みずから御検討を加えて、政府提案で修正をするというふうな配慮につきましてものお考えではなかったかと思ひますが、その点の御決意を重ねてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○秋田国務大臣 現在伝えられております法案における過疎地域の指定、その条件、人口の減少率あるいは財政力指数等によること、これは相当意味のある基準でありまた非常に適当な基準であるろうと考えられる。しかしながら、これ以外に基準はなお考えられないか、現状に即して考えてみて、これでいいかという点になりますと、いろいろ問題があるわけでございます。

現状の過疎として指定された地域だけを守ればいい、その境界にある地域はまた過疎に沈んでいくということでは何にもならないのでございませうから、やはりこれに対する配慮をしなければならぬ、施策をしなければならぬ。この点につきましても、過疎と指定されない町村の中に地域的には過疎的なものがあります。そういう点も考慮しなければならぬことも当然のことでありまして、これらにつきましては、先ほど御質問もあり、政府側から、あるいは地方交付税あるいは地

方債の配分等をもつて資したい、考えていきたいという答弁がございましたが、もちろんそういう配慮を十分いたすと同時に、ただいま御指摘の、いろいろ過疎地域指定の基準につきましても、一段のくふう、配慮をしなければならぬのではないかとこの問題がここに残つておると思うのです。これらにつきましては、ひとつ伝えられる法案の実施の経験その他に徴しまして前向きに検討をしてまいりたい、こう考えます。

○山本(弥)委員 今日、農村の人口減少に伴ひまして集落の再編成をどうするかという問題につきましても、経済企画庁におきましてモデル的な予算の配分をしておるわけでありました。今後、農村における集落の再編成は、都市における都市改造あるいは区画整理というふうな問題と違ひまして、非常に困難な問題を含んでおると思ひます。現実に困難な問題としては、これらの問題が今後の農村地域における重要な問題になっていくのではないかと。早晩、人口の減少が世帯の減少となり、いわば家族離村という姿による、従来の部落が崩壊するといふ中に、どうその地域の集落を再編成していくかという課題は、十分今後早急に検討すべき問題ではなからうか、かように考えておるわけでありました。今回立法する法案等におきましても、それらの集落の再編成につきましても、国の財政上の配慮の余地を残す方途を講じておるわけでありましたが、いわばモデル的な配慮といふことのみならず、自治省としても、それらの指導あるいは調査、さらにまた計画的な財政力の助成措置といふことを十分来年度予算編成時期以降におきましては御配慮願ひなければならぬと存じております。

私どもの考えております法律案の中には、現実にはそういう条文を直接明快にはうたつてはいないわけでありましたが、一応自治省の配慮に待つような、そういうことの可能性だけを法律の条文の中にうたつたという措置をしておるわけでありました。これらにつきましても、来年度以降、財政的措置その他につきまして御配慮願ひなければならぬと思ひます。

思つておりますが、その点についてお伺ひいたします。

○秋田国務大臣 集落の整備、再編成という問題は、過疎対策上重要な問題の一つでございます。山の中のことであるからまあとあるといふような、私はそういう気持ちには許されません。むしろこういうことこそしっかりしていかうことがやはり必要である。地方財政あるいは地方行政の基幹をしつかりさせる意味において、集落が一番大事なことでなければならぬと思ひます。しかし、いろいろむずかしい問題も含んでおりますが、これが解決にはやはり財政の裏づけが一番大切であることももちろんございまして、地方債の対象にすることを自治省としては考えておりますが、さらにその他の方面におきましても、これが財政的裏打ちを考慮しながら、これが再編成、整備にひとつ十分意を尽くして、前向きにいろいろ施策を検討しながら当たりたいと思ひます。

○山本(弥)委員 私、この財政的な裏打ちの際に、将来の町村の計画に基づいての地方債、いわゆる過疎債といふような配慮によつてそれを食ひとめていくということが、本年度予算では重点を置かれておると思ひますが、本年度予算では重点を置かれておると思ひますが、現実問題といふたしまして、地方債といふものは、その町村の将来の住民の負担に待つといふ考えに立つのは、借金なわけでありまして、非常に苦しい状態になりつつある地域をばく大な借金によりまして処置を行なう、はたしてその借金にたえ得るかどうかと云うような問題も残るわけでありました。そういういたしまして、むしろ的確に問題を解決するために、補助金でやるということ以外にないと思ひますが、新しい手をつけるという段階におきましては、予算措置も相当の金額に相なるといふふうに考えられるわけ、過疎債の措置もやむを得ないと思ひます。しかし、それが十分振興計画に役立ち、償還も村として十分可能であるといふ態勢をつくる必要があると思ひます。

で、従来の山村振興法におけるような交付税についての配慮と同様な方法によりまして、山村振興面々相まちまして過疎地域の対策を講じていく必要があらうかと思ひます。一挙にそこまで行けないといふことで、立法措置におきましては、多少山村振興の起債の償還に對しまするよりも十分めんどろを見ないといふ措置に相なつておるわけでありました。私は、十分それらに対する配慮をしておくべきではないか、実質的に何らかのこれらの措置を考へるべきではないか、また自治省の配慮によりまして、将来それらの改正等も考へなければならぬのではないかと、かように考へておるわけでありました。それらについての御配慮をお願いいたしますが、その点につきましてもの御所見を伺つておきたいと思ひます。

○秋田国務大臣 集落のいろいろ整備、再編成の問題、実情に即して考へてみますと、そういう地帯をかかえておる自治体の苦境といふものが十分察せられます。また現実でありますので、これに對しましては、単なる過疎債の裏づけばかりでなく、交付税の措置等について相当手厚い配慮をしなければならぬのではないかと云う御所説は十分よくわかりました。私も現実に、自分の選挙区の内部におけるあの村、あの集落のあれをただ地方債の将来の負担だけにとめておいていいんだらうかといふことを考へますと、これは何とか前向きに検討しなければならぬ問題であらうと思ひます。過疎対策としての全体の問題から、他のいろいろ類似の地域開発の立法との関係上、伝えられるがごとく交付税の中における元利償還措置といふものは現状やむを得ないといひましたし、御指摘の問題等についてはひとつ前向きに検討してみたいと思つております。

○山本(弥)委員 私、終わりますが、細谷委員に短時間でよろしくございまして、関連質問をお願いしたいと思ひます。

○菅委員長 関連質問の申し出がありますので、この際、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 全体としていろいろ問題点があるわけでありすけれども、一、二簡単に伺ひたいと思ふのです。

この法律案の第五条によりますと、都道府県知事が振興方針というものを定めるわけですね。都道府県知事が振興方針を定める場合には、あらかじめ自治大臣と協議をする、そして自治大臣は関係行政機関の長と協議をする、こういうことになっております。それを受けて第六条で、市町村振興計画というものを市町村がつくるわけですね。その市町村というものは、第二条によりまして、二つの条件で指定を受けるわけですね。そうなるわけですね。私は気がかりな点は、指定を受けた市町村というものは何にもできないわけですね。知事が振興方針をつくる。その振興方針というものは、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れなければならぬ、こういつてゐるわけですね。そういう体系に組み入れたのに基づいて、ただ事務的に市町村は振興方針に基づいて振興計画をつくる、こういうことになってまいります。

と、一、市町村の自主性というものは、どこにあるのか。しかもその次にまいりますと、市町村の計画は自治大臣に届け出るわけでありすけれども、初めはこうと終わりのほうでもうきちんとくくられちゃつておるわけですね。ですから、市町村は、言つてみると、ロボットですよ。これはどうも地方自治の本旨というものをから見て、いささか問題があるのではないかと、こう思ふのですが、大臣、いかがですか。

○秋田国務大臣 この法案がかりに通つたといひましていまお話しだろうと思ふのですが、そういう感もされるかもしれませんが、しかし、初めの方針は大体の方針をきめられておるのでございまして、具体策につきましては、十分市町村の自発的な自由な意思による計画策定が許されておるし、また方針そのものが、全く自由を与へない、余地的ない、それに反するような方針を立てることも常識上考えられません。かつ、自治大臣におきまして、これが提出を求め、指定をする場合に

は、十分そういう点を考慮いたしまして、まさに市町村の希望と府県の考えとが大いに乖離いたしまして、そして合理的な市町村の発意が認められないといふときには、十分それが修正の余地も実際的にはあるものと考へますので、形式的にはいささかどうにかという懸念なきを得ませんけれども、実際上はその心配はない。また、方針と実際具體的な案との間に十分自由を許され、創意が許される余地が残つておるといふばかりじゃない、その自由が完全に私は残されておる、こういうふうに理解いたしております。

○細谷委員 そうおっしゃいますけれども、これは残つてないわけですね。第五条で振興方針を指定する。その場合に、たとえば第五条三項に、振興方針を定める場合には、関係市町村にわゆる指定された市町村の意見を聞くとかなんとかといふ点がたわれてあるなら別でなければならぬ、うたつてないわけですね。そして第三項に都道府県知事は振興方針は「広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう」、こう来ているわけですね。そして知事はその振興方針をきめようとするときには、自治大臣と協議しなければならぬ、こういつておる。そして一切がございおせん立てが整つた上、で第六条の三項に「市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。」

こういふことと来ているわけですから、私は問題があるのではないかと。市町村の自主性というものは完全にうけてしまつておる。こういうふうなこの案ではなつてゐるわけですから、少し気にかかる点が多々あります。大臣は運用でということですね。けれども、問題があらうかと思ひます。関連でありますから、あまり申し上げませんが、その辺が問題。

それからもう一点だけお尋ねしておきたいのであります。補助の特例であります。第九条ただし書きのところですが、「他の法令の規定により

同表に掲げる割合をこえる国の負担割合が定められてゐる場合」、たとえば産廃地ではかさ上げ方式でございます。その場合に、かさ上げ方式に基づいて算定された補助率が上回つておつた場合には、適用されるかどうか。他のいわゆる地域開発の立法との関連ですね、その辺をちょっとお尋ねしておきたい。

○青委員 細谷君に申し上げますが、あなたの御質問の内容は、立案者にお聞きをいただいたほうが適当な御質問かと思ひますが、いかがなものございましょうか。自治省当局に聞かれてもちよつと困るのじゃないか、こう思ふのです。これはまだ提案になっておりませんが、ちよつと御質問が混同してゐるのじゃないかと思ひますので……。

○細谷委員 形はそれですけれども、この法律ができたときには十分自治省もタッチしてゐるでしよう。あまり形のことばかり言わぬで、私はさうばり聞いてゐるわけですよ。

○鎌田政府委員 ただいまの技術的なことで、あるいは政府が答弁すべきものでないかもしれませんが、お答え申し上げます。御指摘になりました。たとえば第九條の場合、いま御引例になりました。たとえば産廃地立法によりましてかさ上げが行なわれる、その率がこの第九條本則の率よりも高い場合には、もちろん高い率のほうをとる、こういうこととでございまして。

それから、先ほど市町村の指定があるというふうに行は、この種の立法としては非常に異例なことのようには私は考へるわけでありすが、指定ということではございませんで、法律の条件を満たさすれば、当然対象になる。それで自治大臣はそれをただ公示するだけだ、こういうこととでございまして、そこにもやはり他の地域立法に見られない自主性尊重の考え方があつてゐると思ひます。○細谷委員 大臣、ちよつと要望しておきますが、この補助率に關連して、私は、たとえば中学

校等の適正な規模への統合というものについては、その必要性を認めます。けれども、それは教育上のサイドから統合が進められなければならないのでありますけれども、この法律がきまると補助率が上がつてまいりますので、単に財政上のサイドから学校の統合というものが進められる可能性が非常にあります。これは文部大臣の権限の範囲になりますけれども、さうなつてまいりますと、たいへん困るわけでありまして、ただ財政上のサイドばかりじゃなくて、教育サイドというものを重点に置いた適正な規模への統合ということであくまで貫いていかなければならぬ、こう思ふのですが、この点について大臣のこの法律成立の場合の執行の基本的姿勢、そういうものもちよつとお伺ひしておきたいと思ひます。それで終わります。

○秋田国務大臣 その点につきましては、この法案が通つて実施する場合という前提条件のもとにお答えしなければならぬが、多少前の御質問にも戻るようございすけれども、「振興方針を定めようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならぬ。この場合において、自治大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。」したがうして、この段階におきましては、御配慮のような点を十分自治大臣としても配慮できるわけございすし、またさういふ点を十分注意いたしまして、関係地方団体等にもあらかじめその意味におきまして指導を十分いたすことによりまして、ただいまのような御心配のないように配慮をしてみたいと思ひます。

○青委員 和田一郎君。○和田(一)委員 過疎問題につきましては、大臣はじめ政府側の方々の考え方、また根本的にどう考へていらつしやるかといふことをひとつ参考のためにお聞きしたいと思ひます。

私は、まず最初に申し上げたいのは、過疎の本質というものは、あまりにも農山村のいわゆる零細農家が多過ぎて、そして社会資本の立ちおくれに自分の力で及ばない、それが過疎の本質であ

ければならぬという気がするわけでございます。また開発の可能性のないところにおきましては、やはりレクリエーション中心の観光開発という手をかけてまいらなければならないというふうな考え次第でございます。そういう面におきまして、この過疎化の対象となる事業というものを選定いたしていただく必要があります。

○和田(一)委員 いま官房長がおっしゃいましたけれども、そこが問題だと私は思うのです。現在農業で食えないのです。林業でも食えない。そこでたとえ工場を誘致する。ところが工場がそういう山村には来ないのです。そこに大きな問題がある。たいへんな問題である。今度は逆に農村のほうへ行きますと、こういう意見がある。農村は過疎ではないというのです。もつと人口が減つてくれないと食えない。こういう姿が実際なんです。これはある村長さんですけれども、村長さんそのようなことをおっしゃっている。これは全然山岳地帯がないのです。純農村です。ところが、山村に入ると、過疎といつて騒いでいる。ところが現在の日本の農政の大きな隘路、これにぶつかっている。ですから、これは農業問題を何とか解決していかねば、先ほど自治大臣がおっしゃった根本的な解決は私にはあり得ないと思つた。確かにほとんどもは兼業農家です。農業だけでは食つていきませんから、できません。山村には、そういう問題についてひとつ大いに知恵を出していただかなければ、ほんとうの意味での過疎対策は私にはないと思つた。これから過疎対策の第一歩だと思つたので、次に進んでまいりますけれども、社会流動といふことが、人口が社会的に出て行つたりするのをのけまして、自然増減の割合を見ますと、産まれるよりは死んでいく数のほうが多い。これが現在の山村、いわゆる過疎地帯の実態なんです。これについてどうお考えになりますか。

○鎌田政府委員 おそらく問題は、生活環境の整備あるいはそれに関連をいたします山村医療、無医地区が多いわけでございます。それから、医療

対策、こういったことに集約をされてまいらるうと思つております。この過疎地域、山村地域におきまして一番の問題は、生産基盤が弱いこともとよりでありますけれども、やはり生産基盤が弱いことによりまして、先ほど申しました、青壮年層というものが流出をしまつて、残つた人々の生活を取り巻く生活環境水準というものが非常に劣悪である。こういうことが、この生命を縮めておるといふことの一つの根源であらう。もちろん、その根底にありますが、所得水準が低いために十分な生活指導というものがとられない、こういうこともあるわけでございます。ところが、それに加えて、無医地区が多い。そういうことから、非常に診療を受ける機会というものが少ない、こういうことがあるわけがあります。

したが、いまして、当面、議員立法として検討されておられますところの法案におきまして、上水道あるいは屎尿、じんかい、こういったものの施設に対する地方債の配慮、あるいは無医地区を中心とした医療対策といふものにつきましまして、当該市町村でなくて、都道府県知事といふものが市町村長と並んで、医療についての終局的な責任といふものをとる。そういうことから、巡回診療なり、あるいは医師の派遣なり、あるいは診療所なり、あるいは患者輸送車、こういったものににつきましまして、財政措置をとりたいとしておるわけでありまして、もちろん、こういったことで、一挙に、少産多死といふことになるのであります。そういう現象が解消されると思つていふけれども、そういう一助になるのではないかと、うらふに考へておる次第でございます。

○和田(一)委員 官房長、何か思い違ひをしていらっしゃるのではないかと思ふんですけれども、実は、私の質問は、老人ばかりが残るということなんです。これは正しい老人です。産まれる率が少ないというのは、若い御夫婦が全部出てしまふ。残るところは老人ばかりだ。私は、一カ月ぐらゐ前のある過疎地へ行きました。その町

長さんと御一緒に、実に過疎の激しいところへ行きました。座談会をやつたことがあるんです。こへ来る人来る人、みんな六十以上のおじいさん、おばあさんばかり。若い人はほんぽつんてすわ。みんな、六十になつて子供に捨てられたと言ふんですね。これが本音です。この年になつて、一生懸命育ててきて、みんなその子供に捨てられた、私もだ、おれもだといふ声が多いんです。ですから、これからの過疎対策にいたしましても、いろいろの経済政策もこれは当然でありまして、私ども、一番大きな社会問題になつてくるのは、私は、老人問題じゃないかと思ふんです。

その点についてひとつ、もう時間がありませんが、過疎じゃないかと思ふ意見、これはもう大きな錯覚だと思ふんですけれども、そういう意見が確かにあるんです。もつと人口が減つてくれないければ、農村では食えないと言ふんです。これは時代逆行的な意見だと思ふんですけれども、それに対する御意見と、それから、その老人対策ですね。これが大きな社会問題です。そのことについてひとつ大臣のほうから……

○秋田国務大臣 たいへん過疎立法のむずかしい点等が全部、ただいま和田先生の御発言の中に含まれておると思ふ。そこで、老人対策が一つの焦点であることはもちろんであります。結局、若い人がいなくなる過疎地帯にとどまること、とどまるに値する経済環境、生活環境をつくり上げておくことが、根本的に必要であらうと思ふ。そして農村的な過疎地域につきましましては、総合農政の今後の推進によりまして、食える農業といふことを何らかの形で考えなければならぬと思ふ。やはり農村地帯は農村地帯、山村は山村で、ある程度の経済対策を講ずることによりまして、私は人口の流出をとどめる余地が十分あるのではなからうかと思つております。現実に、自分の選挙区のことを申してまことに恐縮でございますが、山村地帯におきましては、この法案等にも書かれております、ある

程度の観光施設、あるいは山村に適當しました産業、山のいろいろなクリでありまして、かきでございまして、こういうものの生産あるいは加工業、これを道路その他生活、教育、環境施設の充実整備とともに進めるならば、私は、ある程度その地域でとどめ得べき人口といふもの、若年労働といふものは相当まだ余裕があるものと想像されます。また、山村でなくて、農村地帯で、これに予定されております基準を適用しますと、過疎地域に指定されておるような地域におきまして、最近、道路の整備あるいは通信体系の整備等によりまして、公害を起さないような手工業的な産業の導入が相當されております。弱電流関係のいろいろアセンブルの工場みたいなもの、その他機械工業のようなものが、こんなにかいつつ間にか工場ができたかといふようなものがぼつぽつできておるわけでありまして、山村振興対策なり過疎対策緊急法によりまして、施設、施策よろしきを得ますれば、農村地帯におきましても、総合農政の推進と相まちまして、相當の効果をあげ得るんじゃないか。私は、この法案の成立及び将来に對してある程度の希望が持てるような気がいたします。また、その希望を実現すべく、施策の充実を期していかねばならないと思ふ。こういうような考え方にによりまして、幸ひ、この法案成立の晩におきましては、この内容の改善を期するともに、意欲的に施策を講ずるならば、相當程度の効果をあげ得るもの、また、あげしめねばならぬ、こう考へております。

○和田(一)委員 もうこれで終わりますけれども、先ほどの工場誘致の問題ですが、実際問題、市町村としましては、あふなくて見てもらえないのです。その工場自体の経営が、そういう点もある。そういう面もひとつこれからしつかりと見ていただいて、健全な企業を誘致するといふ面、さらに、老人対策、また、農業対策、これはひとつこれから全力をあげて過疎対策に臨まれん

ことを心から希望いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長 次に、過疎地域対策緊急措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議が行なわれておりましたが、その結果に基づき、古屋幸君、山本弥之助君、斎藤実君及び合沢榮君から、四派共同をもって、お手元に配付いたしておりますとおり、過疎地域対策緊急措置法案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

過疎地域対策緊急措置法案

過疎地域対策緊急措置法

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 過疎地域振興計画（第五条―第八条）
- 第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置（第九条―第十二条）
- 第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置（第十三条―第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条・第二十四条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となつてゐる地域について、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とする。

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次

の各号に掲げる要件に該当する市町村の区域をいう。

一 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値が〇・一以上であること。

二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四未満であること。

2 自治大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

（過疎地域振興のための対策の目標）

第三条 過疎地域振興のための対策は、第一条の目的を達成するため、次の各号に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。

二 学校、診療所、老人福祉施設、集会所等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

三 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

（国の責務）

第四条 国は、第一条の目的を達成するため、前

条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第二章 過疎地域振興計画

（過疎地域振興方針）

第五条 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の振興を図るため、過疎地域振興方針（以下「振興方針」という。）を定めるものとする。

2 振興方針は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の振興に関する基本的な事項
- 二 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項
- 三 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項

5 過疎地域における産業の振興に関する事項

6 過疎地域における集落の整備に関する事項

3 都道府県知事は、振興方針を作成するに当たつては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県知事は、振興方針を定めようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。この場合において、自治大臣は、関係行政機関の長と協議するものとする。

（市町村過疎地域振興計画等）

第六条 過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎地域振興計画（以下「市町村計画」という。）を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

- 2 市町村計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 振興の基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 教育及び文化に関する施設の整備に関する事項
- 四 生活環境施設等の厚生に関する施設の整備及び医療の確保に関する事項
- 五 農林水産業その他産業の振興に関する事項
- 六 集落の整備に関する事項
- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めるときは、ただちに、自治大臣にこれを提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、過疎地域の振興を図るため、当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画（以下「都道府県計画」という。）を定め、これを自治大臣に提出するものとする。
- 6 自治大臣は、前二項の規定により市町村計画又は都道府県計画の提出があつた場合においては、ただちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画又は都道府県計画についてその意見を自治大臣に申し出ることができる。
- 7 第一項から第四項まで及び前項の規定は市町村計画を変更しようとする場合について、前二項の規定は都道府県計画を変更しようとする場合について準用する。
- （関係行政機関の長の協力）
- 第七条 自治大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合には、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。（助言及び調査）
- 第八条 自治大臣は、過疎地域の振興を図るために必要があると認める場合には、関係地

方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行なうことができる。

第三章 過疎地域振興のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例)

第九条 市町村計画に基づいて行なう事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合をこえる国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助の特例)

第十条 国は、市町村計画に基づいて行なう事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に要する経費については、当該事業を行なう過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の三分の二を補助するものとする。

2 国は、過疎地域の振興を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業に要する経費の一部を補助することができる。

(過疎地域振興のための地方債)

第十一条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行なう次の各号に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 集落を結ぶ市町村道、~~農道~~、林道及び漁港関連道
- 二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

るため統合したことに伴つて必要となつた校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

三 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)

四 保育所及び児童館

五 老人福祉施設

六 消防施設

七 漁港

八 公民館その他の集会施設

九 有線電気通信設備

十 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 市町村計画に基づいて行なう前項各号に掲げる施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第十二条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行なう事業の実施に關し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

第四章 過疎地域振興のためのその他の特別措置

(基幹道路の整備)

第十三条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行

なうことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、都道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

3 第一項の規定により都道府県が行なう基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該都道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律(昭和三十六年法律第十二号。以下この条において「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、

国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合

二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(医療の確保)

第十四条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に關し次の各号に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健婦の配置
- 五 公的医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区に

おける診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む)に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。

(交通の確保)

第十五条 国の行政機関の長は、過疎地域の交通を確保するため、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者がいない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営営し、又は自家用自動車をも共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第十六条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の振興が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第十七条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

(住宅金融公庫からの資金の貸付け)

第十八条 住宅金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつて過疎地域の市町村の住民が行なう住宅の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行なわれるよう必要な資金の貸付

けについて適切な配慮をするものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十九条 農林漁業金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む)、林業又は漁業を営む者に對し、その者が農林省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であつて農林省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行なうものとする。

(事業用資産の買換その他の場合の課税の特例)

第二十条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換その他の場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第二十一条 過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合においては、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業

を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人の行なう畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、政令で定める期間に係る年度)におけるものに限る)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 雑則

第二十三条 この法律は、昭和四十一年以降において行なわれる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに、第二条第一項第一号中「昭和三十五年」とあるのは「当該国勢調査が行なわれた年」と、第二条第二項第一号中「昭和四十一年」とあるのは「当該国勢調査が行なわれた年」と、〇・一」とあるのは「〇・二に当該国勢調査が行なわれた年以前において最近に国勢調査が行なわれた年の翌年から当該国勢調査が行なわれた年までの年数を乗じて得た数値」と、同項第二号中「昭和四十一年度から昭和四十三年度まで」とあるのは「当該国

勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替へて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第二十四条 第二条第一項第一号に規定する数値の算定、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するために必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行の日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

2 第九条、第十条、第十三条第四項から第六項まで及び第十四条第五項の規定は、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものに關しては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

3 この法律は、昭和五十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法の一部を次のように改正する。
附則中第二十三項を第二十五項とし、第二十二項の次に次の二項を加える。
23 当分の間、地方団体に對して交付すべき交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の

単位費用に次項の規定により算定した測定
単位の数値を乗じて得た額を加算した額と
する。

経費の種類	測定単位	単位費用
過疎地域振興のための 地方債償還費	過疎地域振興のための事業費の財源に充て るため発行を許可された地方債に係る元利 償還金	千円につき五七〇〇〇円

24 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単
位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

測定単位の算定の基礎	表示単位
過疎地域振興のための事業費の財源に充てるため発行を許可され た地方債で過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第 号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る 当該年度における元利償還金	千円

（住宅金融公庫法の一部改正）

5 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二に次の一項を加える。

2 公庫は、過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第
号）に基づき市町村過疎地域振
興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのつて過疎地域の市町村の住民が住宅
（第十七条第一項第一号の規定に該当する者が建設する住宅に限る。）を建設しようとする場合に
おいて、同条第一項又は第二項の規定により、その者に住宅の建設又は住宅の建設に附随する土
地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長
し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。この場合に
おいて、その償還期間にはすえおき期間を含むものとする。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

6 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項第一号の三中「及び第三号の二」を「第三号の二及び第九号」に改め、同項第
一號の四中「及び第四号」を「第四号及び第九号」に改め、同項第一號の五中「及び第四号」を
「第四号及び第九号」に改め、同条第三項中「若しくは中小漁業の経営の近代化」を「中小漁
業の経営の近代化若しくは過疎地域における農林漁業の振興」に改める。

別表第二中	八 中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年 法律第五十九号）第五条に規定する資金に 該当する資金であつて第十八条第一項第五 号の二又は第八号に掲げるもののうち主務 大臣の指定するもの	年六分五厘 十八年 三年
-------	--	--------------------

八 中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律 第五十九号）第五条に規定する資金に該当する 資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第 八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するも の	年六分五厘 十八年 三年
九 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律 第 号）第十九条に規定する資金に該当す る資金であつて、第十八条第一項第五号の二若 しくは第八号に掲げるもの又は果樹の植栽若し しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜 の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定す るもの	年五分（据置二十五年 期間中は、年 四分五厘） 八年 に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

7 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項第一号中「地区内」の下に「又は過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法
律第 号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区内」を加える。
第四十五条第一項第一号中「地区内」の下に「又は過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定
する過疎地域のうち政令で定める地区内」を加える。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

8 改正後の租税特別措置法第十二条の二及び第四十五条の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和
四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の昭和四十五年五月一
日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設した改正後の租税特別措置法第十二条の二第一項又は
第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用する。

（自治省設置法の一部改正）

9 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第 号）の施行に関する事務を行な
うこと。

第九条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

別表

事業区分	国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十 一号）第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又 は中学校を適正な規模にするため統合したことに伴つて必要 となつた公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新 築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）

児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から三分の二まで
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二

理由

最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となつていく過疎地域について、人口の過度の減少を防止するとともに地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与するため、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。

○委員長 この際、その趣旨について説明を求めます。古屋亭君。

○古屋亭君 お手元にお配りしてあります案文につきましても、先般来、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党との間におきましてそれぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至りましたので、便宜、私からその立案の趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

本案は、各党の合意による案でありますので、各位の御賛同を得て国会法第五十条の二の規定により本委員会提出の法律案とし、その成立を希望いたします次第であります。

まず本案の全文でありますが、これはお手元に配付してあります印刷物によることとし、朗読を

省略させていただきます。

次に、本案を立案した理由を述べますと、本案は、最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となつていく過疎地域について、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与するため、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであります。

あらためて申し上げるまでもなく、最近におけるわが国の経済社会の急速な発展は、人口、産業の急激な大都市集中をもたらし、地域社会の基盤を大幅に変動させつつあります。この結果、大都市及びその周辺におきましてはいわゆる過密現象が発生し、一方、農山漁村におきましては、いわゆる過疎現象が生じております。

しかも、この過疎現象は、若年労働力の流出等としてあらわれるため、農林漁業等産業の発展を妨げ、さらに市町村の行財政力の低下傾向を伴つて、環境施設の整備をおくらせ、一そう人口の流出に拍車をかけるという悪循環の可能性すら包蔵しているものであります。

したがって、過疎現象をこのままに放置することとは、国土及び資源の合理的な利用の上からも、社会資本の効率化の面からも、はたまた健全な市町村自治を育成する立場からも、もはや許されない段階に立ち至つているのであります。

しかしながら、御承知のように、現在そのため

の総合的な立法はなく、また過疎地域にある地方公共団体は、おおむね行財政的に貧弱でありますので、この際、過疎地域の生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を緊急に実施するための必要な行財政上の特別措置を講じ、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与せしめようとするものであります。

次に、本案の内容について御説明申し上げます。

第一は、過疎地域の範囲でありまして、この法律案では、人口の減少率と財政力指数をとることとし、国勢調査による昭和三十五年から昭和四十年の人口減少率が一〇％以上、昭和四十一年度から昭和四十三年度の財政力指数の平均が四〇％未満の市町村としております。

なお、今後、昭和四十五年国勢調査及び昭和五十年国勢調査の結果が判明いたしました場合には、直近三カ年度の財政力指数を勘案しつつ、過疎地域となる市町村をそれぞれ追加することとしております。

第二は、過疎地域振興計画の策定でありまして、都道府県知事は、過疎地域の振興のため、あらかじめ自治大臣と協議して過疎地域振興方針を定めることとし、自治大臣は、関係行政機関の長と協議することとしております。

過疎地域の市町村は、この過疎地域振興方針に基づき、都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て、市町村過疎地域振興計画を定め、また都道府県知事は、過疎地域の市町村に協力して講ずる措置の計画を定め、それぞれ自治大臣に提出することとしております。自治大臣は、その計画の内容を関係行政機関の長に通知し、その意見を聞き、所要の協力を得て合理的な計画となるよう指導することとしております。

第三は、財政上の特別措置であります。

まず、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行なう事業のうち小・中学校統合のための校舎、屋内運動場、教職員住宅、保育所及び消防施設

に要する経費につきまして国の負担割合の特例を設けることとしております。

次に、市町村計画に基づいて行なう事業のうち集落を結ぶ道路その他過疎地域振興のための施設の整備に要する経費につきましては、新たに地方債をもってその財源とすることができ、その元利償還に要する経費については、五七％を地方交付税の基準財政需要額に算入することとしております。

第四は、その他の特別措置であります。

過疎地域における市町村の基幹道路の新設及び改築につきましては、都道府県知事もこれを行なうことができることとし、この場合には都道府県営事業等にかかる後進地域の国の負担割合の特例の適用を受けることとする。また、過疎地域における医療の確保についても無医地区の解消を市町村とあわせて都道府県知事の責務とし、その経費の二分の一は国が補助することとしております。

その他、特別措置として過疎地域における集落整備のための住宅金融公庫の融資の特例等を定めております。また、税制の面におきましては、過疎地域における各種事業の振興に資するため、租税特別措置法の定める事業用資産の買いかえの特例、減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置をとることとしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行し、法律案の期限を昭和五十五年三月末までとしております。

以上がこの法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ、全会一致御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。秋田自治大臣。○秋田国務大臣 内閣といたしましては、過疎地域対策緊急措置法案につきましては、近時におけ

過疎対策の緊要性にかんがみ、本法案の趣旨及び内容に対して、これが可決の暁には、これを政府は尊重し対処してまいる所存でございます。

また、その趣旨は、すでにこの法案の国会提案を予想いたしまして、本日の閣議においてこの態度を決定しておることを申し添えます。

○菅委員長 おはかりいたします。

過疎地域対策緊急措置法案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案提出の手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○菅委員長 過疎地域対策緊急措置法案の本委員会の提出に際しまして、古屋亨君、山本弥之助君、斎藤実君及び合沢栄君から、四派共同をもって、過疎対策に関する件について決議されたいとの動議が提出されております。

本動議を議題とし、この際、提出者から趣旨の説明を求めます。古屋亨君。

○古屋委員 私、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、過疎対策に関する決議案を提出し、その趣旨を御説明いたしたいと思ひます。

なお、決議案文の朗読により、その趣旨説明にかえさせていただきます。

過疎対策に関する件

政府は、過疎地域振興整備に關し、特に左の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 昭和四十五年国勢調査の結果による市町村

の人口總数をすみやかに公表し、この新調査人口の適用による過疎地域に対する財政措置については、昭和四十六年度予算から計上できるよう措置すること。

二 昭和四十五年国勢調査に基づく、新調査人口が公表された時点において、必要に応じ、過疎地域の要件を實情に即するよう再検討すること。

三 過疎地域振興のための地方債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入率については、この種の他の事業のための地方債に係る元利償還金の算入率との均衡、過疎地域に対する国庫補助負担制度その他の財政措置との関連等を考慮しつつ、早期実現を期して引き続き検討するものとする。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○菅委員長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よって、古屋亨君外三名提出の動議のごとく決しました。

自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。秋田自治大臣。

○秋田国務大臣 ただいま過疎地域対策緊急措置法案について、委員長提案の御決定をいただきました。まことにありがとうございます。

なお、これにつきまして、過疎対策に関する件として三項目にわたる御決議も願ったわけでございますが、これらの御決議及び法案の趣旨、本法案成立の暁には、御趣旨のあるところをよく体し、さきに申し上げました政府の尊重し対処するといふこの態度決定に従ひまして、善処をいたす所存でございます。(拍手)

○菅委員長 おはかりいたします。

本決議に関する議長に対する報告及び関係各方面に対する参考送付等の手續につきましては、委

員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○菅委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

地方財政に関する件の調査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、日時、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○菅委員長 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。安田貴六君。

○安田委員 私は、ただいま議題と相なりました地方交付税法の一部を改正する法律案に關連をいたしましたので、地方行政の観点から、御質問を申し上げます。

まず、御質問を申し上げます前に、現在のわが国におきままする経済、社会の発展過程の中におきまして、非常に激増いたしておりますわが国の地方行政の今後の発展と、あるいはまた財政の充実強化のために、自治大臣をはじめとする自治省の皆さんが非常に御努力を払われておりますことに対しまして、衷心から敬意を表する次第でございます。

しかし、現在の地方自治行政の水準

の向上の問題あるいは財政の充実の問題は、国民といたしましてはきわめて重要な関心を払っておるところでございますので、私もあえて質問をいたしたいと存する次第でございます。

まず第一点は、現在の地方行政の現状に対しまして自治大臣の御認識を承りたいと存する次第でございます。

最近の新聞その他の報道によりますと、四十三年度の地方財政の決算におきまして、これは地方財政白書等におきましても明確に公表されておるところでございますが、黒字が一十億台に達した、赤字団体が減少した、地方財政構造が好転をいたしたというような問題なり、あるいはまた、住民税の標準税率市町村が増加をいたしたというようなことに加えて、今度の四十五年度の地方財政の規模は、七兆八千九百七十九億という、いわゆる国の予算の伸び率よりも高い伸び率を示しまして、一八・八％の伸び率を示したというような諸点から、たいへん地方財政は好転をいたしておるのではないかと認識を、国民の中に植えつけておるように見受けられるわけでございます。このような現象に対しまして、自治大臣といたしましては、どのような認識に立って、今後の地方行政水準の向上におつとめになり、また地方財政の充足とその健全化を期せうとされておるのか、いわゆる地方財政に対しましては現状認識と地方行政財政に對する基本的な考え方をこの際承つておきたいと存する次第でございます。

○秋田国務大臣 確かに一部に地方財政好転論がございまして、もう交付税率は少し下げてもいいんじゃないかというような議論もされる場合があるわけでございます。しかしながら、これは大きな認識不足だと私は思うのです。あるべき地方社会資本の水準向上にかんがみまして、現状は十分仕事をしていないわけであります。地方の道路、地方の下水道あるいは清掃設備、公害問題に対する対処、交通問題に対する措置、あるいはたまたま問題になりました過疎・過密対策に対する措置等を考えますと、やるべき仕事は山のように残つ

ておる。地方のあるべき行政水準にまでこれらの点について達していないのでございますから、これらのことを考えますと、地方財政好転論というのはいさぐさである。十分地方と国の事務配分の合理的な計画を立て、それに見合うところの財政上の裏づけを当然とらなければならないという点から考えましても、さらに地方財政の今後の充実を期して、あるべき地方社会資本の充実を期さなければならぬ。したがって、これらの一部誤った地方財政好転論の門を開くべくわれわれは努力をしなければならぬ。また、地方財政を運用する地方公共団体においても、十分その点を考慮されまして、おのおのその地方行政の運用につきましても、その効率化、その能率化につきましても十分意を払っていただきたい。それと同時に、われわれはいたしましては、世間の門を開いて、そしてあるべき行政水準あるいは社会資本の今後の充実に努力していかねばならないと考えております。

○安田委員 ただいまの自治大臣の御答弁は、私も同感でございます。

そこで、さらにお尋ねをいたしたいわけでございますが、私は、地方交付税はいわゆる地方公共団体の固有財産であるという確信を持っており、わけございまして、御議論がなされております。しかし、次に御質問申し上げたい点がございまして、この点に對しまして自治大臣の御見解をあらためて、簡単に申し上げようと思っております。承りたいと存する次第でございます。

○秋田国務大臣 お説のとおり、交付税は国の三税の中から分ける形はとっておりまゝでございます。これは地方の固有財産と考へております。今後それに見合った措置をとっていく所存でございます。

○安田委員 ただいまの御見解に對しましてあえて御質問を申し上げるわけでございまして、が、私、率直に申し上げまして、ただいまの自治大臣の御見解にかかわらず、最近年歳、地方交付税

の特例措置が講ぜられておるわけでございまして。政府としては、交付税を地方公共団体の固有財産であるとする政府としての統一された見解というのには実はまだ固定化されておらないのではないかと。自治大臣といたしましては固有財産であるという確信をお持ちのようではございまして、けれども、政府全体といたしましては、まだはっきりしたそういうような見解に立つておられないのではないかと。私自身は、地方自治を擁護いたしますために、あえてその御見解をお聞きいたしておきたいと思ふ次第でございます。

○秋田国務大臣 お説のとおり、国家財政を扱う大蔵省と地方財政を扱う自治省との間に多少のニュアンスの相違があるように思われます。しかし、交付税が地方の公共団体のための、自治団体のための固有の財産であるという点につきましても、その大本については大蔵省と自治省の見解において相違は認められません。ただ、大蔵省においてはそうであるが、国と地方とはもちろん二にかつて一である。一体であるがゆえに、財政の運用に關しましては、この間の調整をはかるべきものの性格があるんだ。接点において多少の問題点のあることを大蔵省側が指摘をし、その点にある程度の重点を置いて配慮をしておるということ、これはまた争われない明白な事実でございます。その点に關しましては、地方財政の見地に立ちまして、自治省との間に多少の考え方のニュアンスの相違があるということも事実でございます。これらの問題につきましても、ひとつひとつと今後大蔵省と話し合いをつけまして、できるだけ思想のその点に關する統一をはかりたいと考へております。

○安田委員 自治大臣の御苦心のほどは私もよくわかるわけでございまして。ただ、現在の地方自治法では、この第二条の十二項に「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基いて、これを解釈し、及び運用するようになすべし」という規定があるわけでございまして、この規定の精神は、地方交付税法の運用等につきましても若干見失われておる感が私自身はいさぐさでございます。そういうことから申し上げまして、この場合、今後地方財政法または地方自治法等に交付税が地方団体の固有財産であるという点の保障規定を設けることが必要ではないかと私は思ふのですが、この点に對しましては御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○秋田国務大臣 ただいま交付税が地方の固有財産であるという点をさらに明白にするために、何らかの立法上の補充措置をとつたならばという御趣旨のほどはよくわかるのでありますが、現行の地方交付税法の第六条におきまして、ただいまお話がありましたとおり、地方交付税は国税三税の三三%といたしまして、地方団体の固有財産であり自主財源であることが明白になっていると思ひます。これ以上自治法または地方財政法についていろいろのことを書きますことは、いいやうでございますが、同時にこの交付税に關する第六条の趣旨を多少弱める感じもかえつて出るかと思ひます。むしろわれわれはいたしましては、この交付税法第六条をかくく、この一本によつて固有にして地方公共団体のための自主財源であるという意味を明確に出されておるこの点を主張することのほうが、かえつてより強力であり、これでもって足りるのではないだろうか、こういうふうにも感じておる次第でございます。

○安田委員 ただいま私の質問に對するいわゆる交付税の保障規定を設けることに對しまして御見解を承りました。

そこで、さらにお伺いをいたしたいわけでございますが、現在の地方行政の水準の向上なり行政運営の合理化、効率化あるいは計画的な財政運営の必要性等につきましては、いわゆる財政白書あるいはまた地方制度調査会その他の答申の中でいろいろと強調されておりますので、あえて申し上げませんが、そういう中でこのたび九百十億円の特例措置が講ぜられようとしておるわけでございまして、その内容は、四十六年度から四十八年

度までの三カ年度について規定をいたしておるところでございますが、これは交付税法第六条の精神から見ますならば、むしろ四十六年度限りで全額を解決するように法文化することが、私は地方自治の本旨や地方交付税法の精神により忠実な処置ではなかったのか、このようにも考えられるわけでございまして、したがって、その辺の経緯は詳しくは必要ございませんけれども、御見解と、もう一つは、今回提案されておりますような四十八年度までの三カ年間にわたつての返済方法、これで地方財政運営上今後支障を来さないのかどうか、この二点について大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○秋田国務大臣 総額九百十億円の減額措置が、ここ数年にわたつての措置の結果としてできまして、これはこれは今後避けたいと思つております。この趣旨にかんがみまして、この九百十億円を今後なるべく短い期間に解消すべきことは好ましいことでありまして、四十六年度にお説のごとく全額加算措置をとるべきではないかということ、本来の趣旨からいって私は当然のことである、望むところであると言われるのでございまして、しかし、地方財政の長期にわたる健全性ということを考えますと、いままでたまりました九百十億円を一べんに加算をしてお返しを願ふということもどうかと思ひまして、三年に分割することが今後の地方財政に及ぼす影響等を慎重に考慮し、かつは三年に分割しても今後の地方財政の運用上にさしたる支障を生ずるおそれなしと予想されますので、三カ年間にわたつて今後分割する措置を認めた次第でございます。

○安田委員 地方制度調査会の「昭和四十五年度の地方税財政対策についての答申」というものの中におきましても、今後の地方行政需要の増高傾向あるいはそうした問題点、あるいはまた、地方財政が一部においていたずらに国の財政の都合によつて地方財源を削減することに重点を置いたような議論がなされておるような点に對して、非常

にわが国の内政のあり方という観点から見て適切を欠くものと言わなければならないというように見解が示されておりますし、また交付税につきましても、いろいろな観点に立つての答申の内容が出ております。私も、こういうような答申の内容が地方自治の発展と地方財政の充実、強化という観点に立ちます場合、きわめて適切な答申内容であるというふうに考えておるわけですが、こういうような答申の趣旨に対応いたしまして、今回のこの三カ年間にわたっての返済規定というものは、私はどうもこの答申の趣旨に沿わないものではないかという感を深くいたすわけでございます。そして、そういうことを十分に検討され、お考えになつても、なおかつこういう措置をとらなければならなかつた自治大臣としてのお立場については、十分に理解をできるわけでございますけれども、しかし、私は、むしろ自治省が地方交付税法のたてまえを貫くものとするならば、四十六年度一年度間において解決する方途を法律上はしておきたいこと、これが自治省の市町村なり市町村地域住民よりの信頼をさらに高めるためには必要な方途ではなかつたのか、こういうふうに考えるわけでございます。したがって、今後こういうような問題についてはどうかひとつ——今年度、四十五年度におきます地方交付税の総額の決定との関連においてやむを得なかつたことはわかるわけでございますけれども、いわゆる自治省という立場から申しますと、そうした立場を完全に勇敢に貫いていただきたいと強く私は要請いたしておきたいと存する次第でございます。

それから次に、私も本委員会においてすでに、地方交付税の特別会計に對します直接納入制度の問題について、しばしばお聞きをいたしておりました。このいわゆる特別会計に直接納入したいという自治大臣の考え方、これが依然として遅々として進んでおられないようにも思ふわけでございますが、この辺の経緯の中でこの早期実現を困難とする最大の原因はどこにあるのか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと存じます。

○秋田国務大臣 いわゆる特別会計に国税三税を直入すべし、特会直入の制度が確立できない原因は、大蔵省の考え方によるものと、大蔵省としては、年度間調整ということ、国と地方財政の間の調整、国の財政上の都合によつてはひとつ国との間に貸し借りを行ないたいという希望が強くあるものと思はれます。これがやはり年度間調整に關する彼等の意見の分かれるところであり、かつ特会直入の制度がわがほうの希望どおり確立できない最大の原因であらうと存じております。

○安田委員 その問題点につきましては理解ができるわけでございますけれども、今回の特例措置を四十六年度から四十八年度間にわたつて三カ年で返済をいたさなければならぬというふうな実情なり、あるいは地方交付税法の第六條——私は地方財政法なり地方自治法で、交付税が国有財源であるということをもっと保障する規定を設けることが適切ではなかつたかというのを申し上げたわけでございますけれども、これに對して、むしろ現在の地方交付税法の第六條の規定の精神が弱められるような点も考えられるので、現在のままのほうによりよかつたかという大臣の御答弁でございます。しかし、私は、事実問題として、たしましては、現在のような状態は、地方制度上における地方交付税の地位というものの不安定性を示しておるものと考えておるわけでございます。したがって、こういうふうな状態の中で、一体地方交付税の特別会計への直接納入制度というものが実現する可能性があるのかどうか。また、これを實現する自信を大臣としてお持ちになつておられるのかどうか、そういう点についてお聞きをいたしたいと存じます。

論に解決ができるかどうかというところは、疑問なきを得ないのでございます。しかし、地方財政の自主的なたてまえを貫き、交付税が地方団体の固有の財源であることを確立するためには、何としましてもこの点に關する合意に達しまして、当方の主張の線に沿う何らかの解決をいたさなければならぬ、こう考えております。

○秋田国務大臣 年度間調整とことばは一つでございますが、この一つの表現のもとに内容として考えられておるのは、各人各様と申しては少し言い過ぎであります。相当差があるのではなかつたかと思つております。少なくともわれわれ地方財政のことを心配している者と、そうでない方との間には差があるようにございます。すなわち、われわれは、交付税というものは地方の団体のための固有財源であり、自主財源であるから、この財源を配分するにあたりましては、国民経済のいろいろな關係上、また地方行政の運用上、多少の配慮をすべき点において何らかの調整措置を年間講ずる必要がある場合を予想いたしまして、年度間調整ということを考えております。すなわち、自主的な立場において、地方財政の中に於いて地方財政の立場を主としての調整を考えておる、年度間調整を考えておるわけでございます。

の立場をとつておられる方々は、国と地方との間における財源措置を講ずる場合の配分については、年ごとに多少の調整を加える必要があつたという意味におきまして、すなわち、国と地方との財政間においての年度間調整を考へられておるようでございます。したがって、これによりまして、同じ年度間調整と申しましても、考へ方が基本的に違ひますれば、それに基づく措置がいろいろ違つておる。すなわち、国と地方との間における貸し借りはやつてもいいんだという考へがまず出てまいりまして、ですから、国のほうの財政の需要という点に重点がそういう場合は行くでありまして、われわれといたしましては、そういう意味の年度間調整は行なうべきものではないんだ、地方財政の都合によつて行なうべきもので、すなわち、貸し借りは行なうべきではないという結論に当然到達するわけでございます。そして、こういう点について、今回は国の予算編成の際に、大蔵大臣との間に意見の相違があつたわけでございます。

○秋田国務大臣 年度間調整を以上のような意味においてわれわれは考へておりますので、大蔵省サイドの年度間調整というものは避くべきものである。しかし、諸般の事情からやむを得ずやつた。したがって、今後はこれを絶対に避けた、こういうふうな考へを持つております。

○安田委員 しばしばの質問に對しまして、自治大臣としての御見解はまことに妥當な御見解だと思ひます。ただ、そういう自治大臣の御見解にもかかわらず、事実問題として、年度間調整ではございませんけれども、貸し借りが行なわれておる。これは先ほども申しましたように、大臣といたしましては、非常に苦しい立場でおそらく臨まざるを得なかつたのだらうと思ひますので、むしろ大蔵大臣なり総理大臣なりにお聞きするほうが妥當なのかもしれないが、私はそこで、先ほど申し上げましたように、このようなことが繰り返されていくのであつては、これからの地方財政の強化はとうてい望まれませんし、したがって地方行政水

そこで、先ほど申しましたように、地方交付税

も必要ではないかと思つて、私は先ほどもお伺い

○秋田國務大臣　これは地方財政法なり地方自治

1000

そこで、これは方法論になりますが、安田先生

○安田委員 自治大臣の御見解は、自治大臣のお

どに打ち切らなければならぬ時期に来ておるの

大臣の立場における地方財政の強化のために、こ

治大臣の場合において、さつそくそういうような

ございます。こういう規定のあることの好ましいこと

100

ひとつ御相談の上、適当な処置もとりたい、こう

れておる。地方財政のベースの中でひとつやれる

計に対しまする直接納入制度というものが実現す

100

ございますが、この辺に對しましての大臣のお考えがありましたならば、お聞かせいただきたいと思ひます。

○秋田國務大臣 隨時機會あることに申し上げておきますと、今後は貸し借りという意味における年度調整はいたしたくない。これは極力避けたと考へておりますので、御趣旨に従ひまして、この問題を取り扱つていきたい、こう考へております。

○安田委員 次に、私は現下の地方自治の振興発展と、それに対応する地方財政の充實強化のために、自治省の機能をさらに拡充する必要があるのではないかと、御質問を申し上げたいと存する次第であります。

現在の地方行政の中におきます問題点については、しばしば議論がなされておるところでございますけれども、簡単に申しまして、過密都市の交通の麻痺、あるいは住宅公害その他都市機能の膨張に對しての生活環境の改善の問題、あるいは過疎地域におきます国鉄の赤字路線あるいは赤字バスの運行対策、あるいはまた、農山漁村におきます生産基盤の整備その他の諸政策の緊要性、こういうようなものに加へまして、貿易の自由化あるいはまた資本の自由化の波の中で、近代化と合理化をやり通さなければならぬ中小企業関係者に対する諸対策の問題、あるいはまた道路、教育施設等生活環境の整備促進に對するのための各般の面にわたる社会資本の充實促進の問題等、非常にいろいろな問題が山積いたしております。それに加へまして、地方住民の市町村の行政に對しまして、いわゆる行政水準の引き上げに對する期待、欲求というものは、私は年々社会の発展とともに非常に高度化してまいつておるものと理解をいたしておるわけでございます。またさらに、国自体といたしまして、あるいは各地方におきます地域開発関係の立法、あるいは本日たゞいま議決されましたところの過疎対策の緊急法、そういうものから、あらゆる国の施策が積極化すればするほど、私は、それとともに地方行政

の行政量、市町村の行政量というものは拡大をしていくというふうに見えておるわけでございます。そういうような状態の中で、したがつて地方財政の需要というものは当然拡大されてまいります。このようないまの情に對應いたしまして、適切な地方公共団体の行政規模というものを、これは自治省自体は非常に熱心にいろいろな財政面についての測定をはかつておられますことは、よく理解をいたしておりますけれども、こういう国全体の動き、あるいは経済、社会の発展に對する変化、そういうものに市町村民の、いわゆる地方市町村行政に對する期待感というふうなもの、と、それからいろいろな――私自身はそういうことをあまり口にしたいくないのですが、わが国の発展とは逆に、起きておられますところのあらゆる面のひずみ現象、こういう面に對するところのものを市町村行政でカバーをする、補完をするという、いわゆる地方行政事務量の行政の拡大といふものが、自治省で測定をされておられますもの以上には大きいのではないかと見ておるわけです。自治省の現在御努力を払われておられますのは、地方財政の需要という観点の、国、都道府県、市町村といういわゆる行政事務の負担区分、経費の負担区分というたてまえに重点を置いた現在の地方交付税法にいたしまして、何にいたしまして、私は大体そこに主体が置かれておつて、特別の立法によつて、さらに行政事務量が必要なものに對してはそれにプラスしていくというふうな立場をとられておるのではないかと思ふのですが、これがもし間違ひであるならば、その点はひとつお聞かせいただきたいと思ふのです。

いずれにいたしまして、戦後二十五年、自治法が施行になりましたからもう二十年以上たつておるわけでございます。したがひまして、シャウプ勧告以来でも相当の年数がたつておりますが、その後自治省におきまして、市町村行政、都道府県行政の適切な行政規模とは、一体どの程度のものであるかといふことを、財政面からのお話を聞きましたけれども、行政面からのお話は聞き

いたした例は、不勉強のせいでもありますけれども、ないわけではございません。こういうような実態と、こういうような急変するわが国の経済、社会の実態から見まして、現在においてもそろそろいわゆる行政規模の適切な測定といふものを、ある程度の長期的な見通しに立つて実施をすることが必要なときに來ておるのではないかと私は考へるわけでございます。そういう面に對する自治省の諸般の前進策が、地方行政的に施されてい

ないところがあるがゆゑに、いまのような過疎立法といふものが議員立法で特別に制定されなければならぬ、あるいはあらゆる地域立法が續々と出なければならぬ、あるいは各省におきましても山村振興法でありますとか、あるいはいろいろな――私の見解から言へば、むしろあの法律の中で実施されておるものは、自治省の中でやることもできる面が相当多いのではないかと思ふのですが、そういう面が経済企画庁というふうな役所で行なわれておる。そしてその中では、先ほどお話がありましたけれども、いわゆる部落の再編成といふような問題が経済企画庁の中でモデル的に行なわれようとしておるわけでござい

ますが、そういうような面を自治省が前向きに乗り出して、自治省の立場において行ない得る姿勢といふものを私は望んでおるわけでございしますが、そのようなことがたくさんございします。しかし、この場合、それを列挙する考へはございせんけれども、一例をあげるならば、そういうものがあ

れから非常に特別立法的なものが現在多いわけでございます。そして、それやこれやを考へますと、そういうような時期に來ておるのではないかと私は考へるのであります。その点に對しましては自治大臣の見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○秋田國務大臣 激変をいたしております社会、経済の事情、これが行政の機能あるいは機構あるいは規模等に対する要請と關係として、非常に御見解をお示し願ひまして、まことにありがたく思ふのでございます。この問題につきましては、従来自治省といたしましては、確かに御指摘のとおり、国と地方との事務配分の合理化、それに見合ふ財源の合理的な配分という観点から主として論ぜられてまいつたことは事実でございます。しかしながら、時代の要請に即応して真に自治行政の効率化等を期待するためには、いたずらに行政の簡素化、能率化の聲におびえて遠慮すべきものでもなからう、いまやそういう時代ではないといふ御所信のようになり承りましたが、私もまたそういうことを考へております。

しかしながら、この問題を解決するのには、やはり世間の納得と理解と合意のもとにされなければならぬのでございまして、それには行政が行なう行政効果に對する――これだけの処置をしてこれだけの効果をあげた、したがつて、これだけ規模を拡大いたしましたもむしろプラスの面が大いのだといふような点のPRと、そしてその真の効果もあげ、その理解を得なければならぬわけでありまして、したがひまして、そういう行政効果を測定する点につきましても、近代的な手法を講じて、総合的な長期的な計画を立てるとともに、その効果がある程度数値的に処置されるような手段を講じて、納得を得る必要があらうと思ひます。そういう点につきまして、今後配慮を加へることによりまして、時代の要請にこたへたい、こ

ろ考へる次第でございますが、さしあたりましては、現在の機構のもとに効率化を期しまして、いまのような問題点を解決いたしまして、そして一

ところの過疎市町村に対しても、特に地方交付税や起債等の財源措置を講ずる等の方法を講じまして、法律適用市町村との間の行政水準にわかに格差が拡大しないように、あわせてこの点に對しまして十分の処置をいたさうと要請をいたします。時間の関係もありますから、御答弁は必要ありません。

次に、辺地市町村における診療所の運営費及び簡易水道等の元利償還金の償還財源、こういうものが非常に弱小町村の地方財政を圧迫いたしております。これらに對しましては、自治省におきましてもいろいろと配慮をいたされていくようにございします。その辺の措置内容のごく概要を、簡単でよろしゅうございしますから、お聞かせをいたしたいと存じます。

○農野政府委員 四十五年度におきましては、交付税の関係につきましては、過疎対策の一環といたしまして、保健衛生費におきまして診療所、あるいは簡易水道等につきましての補正を強化いたしまして、需要の算入をいたしたいと考えておりますが、そういうものを含めまして約千二百億円ばかりの過疎関係の費用の算定を行なう予定でございます。従来は特別交付税その他措置をしておったのでございしますけれども、四十五年度におきましては、普通交付税上の算定をいたしまして、その辺の対策に万全を期したい、なお今後引き続いて充実につとめてまいりたい、こう考えております。

○安田委員 一段と御配慮をいただきました、私も深く感謝を申し上げます。

次に、道路問題ですが、先ほど来もお話がございますから、あまりくどくは申し上げません。とにかく現在の市町村道の改良率が一三・二%、舗装率が六・四%。これは、私には、これからの社会資本の充実の中で、市町村道の整備という問題が、一番立ちおくれているのではないかと思うのです。これはいろいろな点で手を打っていただいておりますが、道路問題は、このままでおきますと、国や都道府県の道路との格差はますます拡大する、こう思うわけでございますが、この新

五カ年計画の中において、もっと抜本的な財源付与を自治省として考えていただく。財源の見出し方の問題はもちろございします。しかし、これは国全体の中での国の収入と市町村、地方団体との収収の配分の問題でございしますから、これは先ほどのお話ではございせんが、地方重点に、そして、そして私は、これを急速に整備をしていただくたいと強くお願い、要請をいたしておきたいと存じます。

その次、もう一つは、積雪地帯におきまする府県道あるいは市町村道の除雪の施設並びにそれに對しまする經常諸経費の問題です。これは時間があれば、一体交付税の中でどのくらい見られておるのかという問題等も聞きたいのですが、ただいま予鈴がなつたからやめなさいというメモが参りましたから、残念でございますが、これはとにかく自治省自体が御承知の点でございしますから、くどくは申し上げません。しかし、道路問題は、積雪地帯におきましては、除雪がなければ道路ではありせんから、このために農村では農業、酪農あらゆる面で産業そのものの進展をはばむ、発展をはばむ、農家の生活の向上をはばむわけでございしますから、こういう農山漁村におきまして除雪の問題というのは、私は北海道ですが、北海道だけの問題ではないと思ふのでございします。したがいまして、この問題は十分施設の面と経費の面に對しまする財源措置を、地方財政の諸計画の中で、私は早急に講じていただきたい。これは自治省が御心配になっておることは、よくわかつておるのですが、さらにさらに馬力をかけて、お願いをいたしたいということでございます。

それから次に、ひとつお願い申し上げます。それから、もう御答弁は必要ございせん。交付税の中で、広域市町村圏に對しまする交付税上の措置でございしますが、これは一團当たり三億四千万というのを考えておるようでございます。これは明年度以降も引き続き措置するように考えておられると思ひますが、ぜひこれをひとつ全

市町村に及ぶよう特別措置をお考えいただきたいという点が一点。

それから次に、現在の農山漁村におきましていろいろの面の農業、林業、水産業等における、あるいは商工業等における弱小産業の施策が市町村においては非常におくれておる。これは国並びに都道府県においては相当進められておるわけでありまして、市町村では何ら手が伸びておらないというのが実態です。したがってこれを伸ばすためには、財源付与を自治省の地方財政計画の中で立てていただかなければならぬわけですから、ぜひともこの面を、今年度は地方財政計画の面では終わりましたけれども、来年度以降さらに御配慮いただきました上に、さらにひとつ財源付与を積極的に考えていただいて、ひとつ市町村における農業、林業、水産業や商工業という弱い産業の施策が、市町村において今後前向きに実施できるような措置を講じていただきたいということを、その次にお願いをいたしておきたいと存じます。それから、産炭地における問題でございします。これは北海道には最近非常に多いと思ふわけでございしますが、閉山に伴う産炭地対策の諸経費です。これは単に通産省ベースばかりの施策では不十分であります。これはもう多く申し上げなくても十分に御承知のとおりであります。産炭地におきまして恒久的な対策——応急的な対策だけではだめでございしますから、恒久的な対策というものも考えていただいて、それに必要な財源措置を十分にお考えいただきたい、このように私はお願いを申し上げます。

非常に時間がなくて残念ですが、あとのほうの諸懸案については、これは自治省に對しまする要請ということで私は終わりたいと存じますが、とにかく非常な自治大臣以下自治省の皆さん方の御努力にもかかわらず、まだまだ都道府県、市町村におきまして財政需要を十分満たしたものにたつておりませんし、また行政規模が拡大しつづつあります。したがって、今後自治大臣の格段なる地方行政の発展、それに対応する財源の十分なる

付与といった面に對しまする一そりの御尽瘁、御努力を私は強くお願いを申し上げます。私の質問を終わりたいと存じます。

○菅委員長 次回は、明八日水曜日、午前十時理事會、十時三十分から委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時五十五分散會

